

○平戸市平戸城条例

平成18年3月31日

条例第30号

改正 平成19年6月27日条例第31号

平成20年3月26日条例第3号

平成26年3月25日条例第6号

平成31年3月25日条例第2号

令和2年12月21日条例第40号

平戸市平戸城条例（平成17年平戸市条例第115号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市における歴史の展示、文化の発展及び観光振興を図るため、平戸城を設置する。

（全部改正〔令和2年条例40号〕）

（名称及び位置）

第2条 平戸城の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 平戸城

(2) 位置 平戸市岩の上町1458番地1（旧平戸城址）

（全部改正〔令和2年条例40号〕）

（施設）

第3条 平戸城に、次に掲げる施設を置く。

(1) 天守閣

(2) 見奏櫓

(3) 乾櫓

(4) 地藏坂櫓

(5) 狸櫓

(6) 北虎口門

(7) 天守閣前門

(8) 書院

(9) その他の附属施設

（追加〔令和2年条例40号〕）

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、平戸城の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に平戸城の管理を行わせることができる。

（一部改正〔令和2年条例40号〕）

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 平戸城の施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 平戸城の施設及び設備を一般の利用に供すること。

(3) 利用料金（以下「入場料」という。）の収受に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(利用時間及び休館日)

第6条 平戸城の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特別な事情により必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

利用時間	4月1日から9月30日まで	8時30分から18時まで
	10月1日から3月31日まで	8時30分から17時まで
休館日	12月30日及び12月31日	

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号のほか、管理運営上支障があると認めるとき。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(入場料)

第8条 平戸城に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、指定管理者に入場料を前納しなければならない。ただし、指定管理者が、特別な事情により必要があると認めるときは、この限りでない。

2 入場料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）の額は、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 入場料は、指定管理者の収入とする。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(入場料の減免)

第9条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、入場料を減額し、又は免除することができる。

(追加〔令和2年条例40号〕)

(事故報告)

第10条 指定管理者は、施設において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(損害賠償等)

第12条 入場者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

2 入場者の責めに帰すべき理由により人身事故が生じたときは、これに係る一切の責めは、入場者が負わなければならない。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和2年条例40号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日までに、改正前の平戸市平戸城条例（平成17年平戸市条例第115号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年6月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第2号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月21日条例第40号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

(全部改正〔令和2年条例40号〕)

単位	個人・団体の別	利用料金		
		大人	高校生	小・中学生
1人1回につき	個人	円 520	円 310	円 200
	団体（30人以上）	410	250	160

備考

- 1 大人とは、高校生、小・中学生及び小学校に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 高校生とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びこれ以外の者で高等学校その他これに準ずる学校に在学するものをいう。
- 3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。